

# 西宮市立保育所人権・同和保育実施要綱

(人権を大切に作る心を育てる)

この要綱は、日本国憲法および児童憲章に掲げられた、日本国民は法の下にすべて自由で平等であり、1994年に批准された児童の権利に関する条約にのべられているように、乳幼児にあってもその基本的人権は何人にも侵されること無く守られなければならないといった精神そのものである。

西宮市においても「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画に基づき、女性・子ども・高齢者・同和問題・障害のある人・外国人などのあらゆる差別の解決に向けた保育及び啓発は、引き続き積極的に推進していかなければならない。

## 【目的】

子どもの実態から保育課題を明らかにし、保護者や地域と連携して、子どもが将来、人権感覚が豊かな社会人として責務を果たすことができるよう、基本的な生活習慣や態度を養い、心身の調和的な発達を図り、豊かな人間性を持った子どもを育成する保育を行うことを目的とする。

## 【基本方針】

- ・ 地域及び家庭との連携を密にするとともに、研修を企画し、保育所職員の人権意識の高揚をはかる
- ・ 子どもの最善の利益を保障する。

## 【保育者の姿勢】

- ・ あらゆる場を通じ、人権の正しい理解と認識を深め、研鑽に努める。
- ・ 子どもや保護者の実態から保育課題を明らかにし、保育内容を創造する。
- ・ 保護者、地域に連携し、人権保育の推進に努める。

付則 この要綱は平成14（2002）年4月1日より実施するものとする。

付則 この要綱は平成21（2009）年4月1日より実施するものとする。